

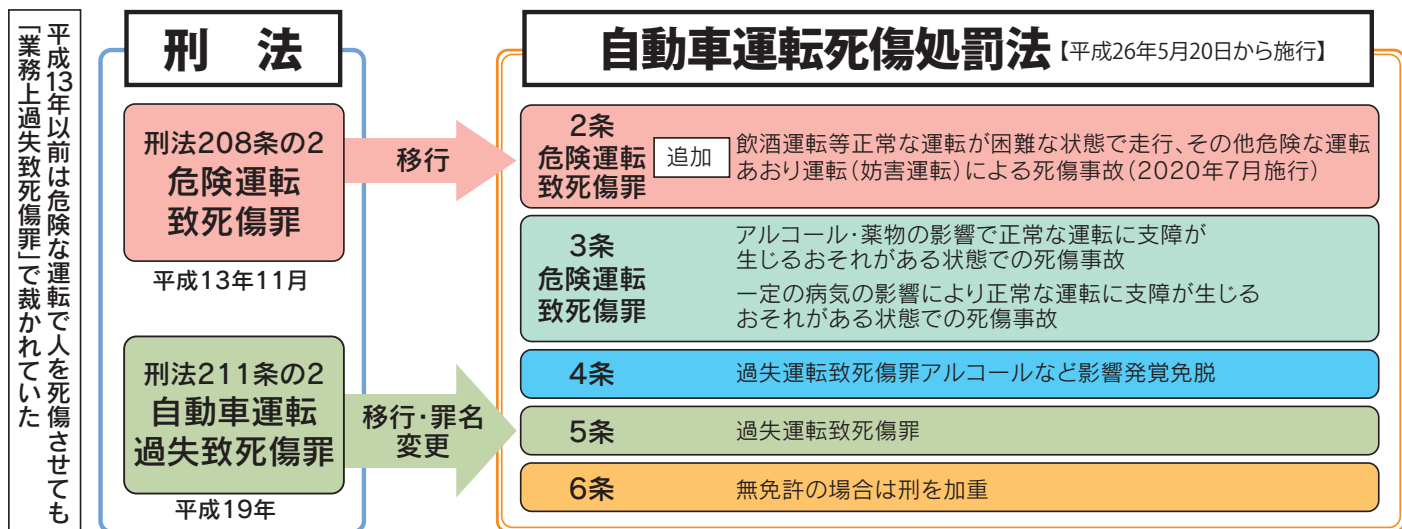
自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律

自動車運転死傷処罰法が改正されました

(2020年7月施行)



「危険な運転行為は犯罪」
 交通ルール・マナーを守り犯罪被害者を
 生まない社会をつくるのが最大の被害者支援です。



法案提出の背景と経緯

年次	法改正等
1968(昭和43年)	刑法の一部を改正する法律(昭和43年法律第61号)の成立～業務上過失致死傷罪の法定刑の引上げ等
1999(平成11年)	・東名高速道路で、飲酒運転のトラックに追突された乗用車内の幼児2人が死亡する事故発生
2001(平成13年)	刑法の一部を改正する法律(平成13年法律第138号)の成立～危険運転致死傷罪の新設等(刑法の中)
2004(平成16年)	刑法の一部を改正する法律(平成16年法律第156号)の成立～有期刑の上限引上げ等
2006(平成18年)	・福岡県で、飲酒運転の乗用車に追突された乗用車が橋から海中に転落して幼児3人が死亡する事故発生
2007(平成19年)	刑法の一部を改正する法律(平成19年法律第54号)の成立～自動車運転過失致死傷の新設等
2011(平成23年)	・栃木県鹿沼市で、てんかんの持病を有する運転者による児童6人死亡の自動車運転過失致死事件発生 ・名古屋市で、無免許の者が酒気を帯びた状態で自動車を運転し、一方通行路を逆走中、信号機のない交差点内において被害者と衝突する事故を起こし、そのまま逃走した事件発生(被害者は事故後に死亡)
2012(平成24年)	・京都市祇園で、てんかんの持病を有する運転者による自動車運転過失致死傷事件発生(7人死亡、12人重軽傷) ・京都府亀岡市で、無免許運転の少年による自動車運転過失致死傷等事件発生(3人死亡、7人重軽傷)
2013(平成25年)	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号)の制定(自動車運転死傷処罰法)
2017(平成29年)	・神奈川県足柄上郡の東名高速道路で、妨害運転に及んで相手方車両を第三車両通行帯(追越車線)に停車させ、後続の第三者車両に追突させて死傷させる事案発生
2020(令和2年)1月	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部改正について法制審議会に諮問
2月	同諮問に対する法制審議会の答申
6月	危険運転致死傷罪第2条5号・6号にあり運転・妨害運転処罰改正追加(7月2日施行)

改正のポイント

2条、第5号・第6号
 あり運転・妨害運転
 追加し厳罰になった。

2条 「危険運転致死傷罪」の適用対象が追加

刑法から移行された危険運転致死傷罪

- 第1号 飲酒等の影響で正常な運転が困難な状態で走行
- 第2号 進行の制御が困難なほどの高速度で走行
- 第3号 進行を制御する技能がないのに走行
- 第4号 人や車への意図的な接近、割込みをし、危険な速度で運転
- 第5号 **車の通行を妨害する目的で、走行中の車の前方で停止し、これを著しく接近する方法で自動車を運転**
- 第6号 **高速自動車道路等で、自動車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の前方で停止し、著しく接近する方法で自動車を運転することで、走行中の自動車に停止又は徐行をさせる行為**
- 第7号 赤信号をことさら無視し、危険な速度で運転
- 第8号 一方通行や高速道路の逆走、歩行者天国の暴走など

令和2年7月追加

※政令で定める通行禁止道路とは

- ・車両通行止め道路
- ・自転車および歩行者専用道路
- ・高速道路の中央から右側部分
- ・歩行者専用道路
- ・一方通行道路(逆走の場合)
- ・安全地帯等 など



死亡
1年以上
20年以下の懲役
負傷
15年以下の懲役

無免許の場合
6月以上
20年以下の懲役

3条 「危険運転致死傷罪」

アルコールや薬物の影響で正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転
 幻覚や発作を伴う病氣(政令で定める)の影響で正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転
 ※政令で定める病氣とは
 ・認知、予測、判断、操作といった自動車の安全な運転に必要な能力のいずれかを欠くおそれがある症状を呈する
 統合失調症や低血糖症、そううつ病(そう病・うつ病を含む)
 ・意識障害や運動障害をもたらす発作が再発するおそれがあるてんかん(発作が睡眠中のみ再発するものを除く)
 ・再発性の失神
 ・重度の眠気(症状を呈する睡眠障害)



死亡
15年以下の懲役
負傷
12年以下の懲役

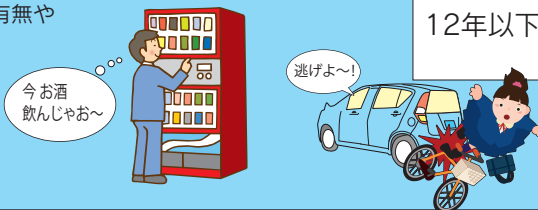
無免許の場合
6月以上
20年以下の懲役

無免許の場合
15年以下の懲役

4条 「過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪」

アルコールや薬物の影響で、運転上必要な注意を怠り死傷事故をおこした場合に、その影響の有無や程度の発覚を免れるために

- ◎更にアルコールや薬物を摂取する
- ◎その場を離れて身体に保有するアルコールや薬物の濃度を減少させるなどすると



12年以下の懲役

無免許の場合
15年以下の懲役

5条 「過失運転致死傷罪」

刑法から自動車運転過失致死傷罪が移行され

自動車の運転上必要な注意を怠り人を死傷させると

7年以下の懲役
もしくは禁錮

無免許の場合
10年以下の懲役